

配偶者からの暴力被害者の相談、一時保護等の体制整備について

一時保護等の円滑な実施
～ 婦人相談所等における支援～

- ・ 休日及び夜間相談体制の強化
婦人相談所に電話相談員(非常勤)を配置し、休日・夜間の相談体制の強化を図る。
- ・ 一時保護委託制度の実施
一定の基準を満たす民間シェルター、公的シェルターへの一時保護委託制度を実施し、被害者の保護充実を図る。
- ・ 婦人相談所の保育備品の整備※
同伴する乳幼児のための保育備品を整備し、相談環境を整える。
- ・ 心理療法担当職員の配置
被害者の心のケア対策として、婦人相談所及び婦人保護施設(25か所)に心理担当職員を配置する。
- ・ 専門職員研修の実施
婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、専門研修を行う。
- ・ 福祉事務所等との機関ネットワークの整備
婦人相談所が連絡会議やケース検討会議等を開催することにより関係機関との連携の強化を図る。

自立に向けた支援
～ 母子生活支援施設等における支援～

- ・ 母子生活支援施設における広域入所の促進
他の都道府県等への広域入所が必要となる場合に、受け入れに必要な経費を支弁し、広域緊急入所の円滑な実施を図る。(94か所)
- ・ 母子生活支援施設の夜間警備体制の拡充
夫等の暴力から逃れて入所している母子等の安全確保のための夜間警備体制を充実する。(47か所→60か所)
- ・ 母子生活支援施設における心理療法担当職員の配置
母子生活支援施設に心理担当職員を配置し、夫等からの暴力を受けた母子の心のケアを実施。(86か所)
- ・ 小規模分型型(サテライト型)母子生活支援施設の実施※
早期の自立が見込まれる母子について、地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する。(16か所)
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施※
都道府県、指定都市、中核市において母子家庭の母等に対して就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供など一貫した就業サービスを実施する。母子生活支援施設を拠点として生活支援サービスの提供を行い、母子生活支援施設退所後の地域生活を支援する。(95か所)